

# コーポレート・ガバナンスの 開示拡充案

制度調査部  
横山 淳

## 【要約】

2005年11月22日、東証は上場会社のコーポレート・ガバナンスの開示を拡充するための規則改正を実施する方針を表明した。

開示内容として、取締役・監査役の独立性についての判断理由、株主総会の活性化・議決権行使の円滑化に向けての取組み状況、敵対的買収防衛策の導入状況などが明記されている。

また、開示方法も決算短信の添付資料としての開示から、所定の様式に基づく東証ホームページでの開示（内容変更の都度、要修正）とすることが予定されている。

## はじめに

2005年11月22日、東京証券取引所（以下、東証）は、「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた上場制度の整備について」を発表した<sup>1</sup>。その中で、上場会社によるコーポレート・ガバナンスに関する開示を拡充する方針が明らかにされている。

上場会社によるコーポレート・ガバナンスに関する開示は、2003年3月期の決算短信から義務化されている。今回の改正案では、その開示内容を拡充・明確化し、開示方法も変更することとしている。その概要を示すと次の通りである。

事項	現行	改正案
開示事項	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況	コーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）及び基本情報等 会社経営上の意思決定・執行及び監督その他のコーポレート・ガバナンス体制等の状況 株主その他ステークホルダーとの関係等（株主総会活性化・議決権行使円滑化に向けての取組み状況など） 内部統制システムの整備状況等（リスク管理、内部監査、会計監査、コンプライアンス体制等の整備運用状況を含む） その他（敵対的買収防衛策の導入状況など）
開示方法	決算短信の添付資料	東証ホームページでの開示（内容変更の都度、要修正）

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/guide/comment/051122jojo.pdf>）に掲載されている。なお、2005年12月5日までパブリック・コメントの募集が行われている。



## 1. 開示事項

### (1) 「コーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）及び基本情報等」

具体的には、下記の内容を開示することとされている。

自社におけるコーポレート・ガバナンスの目的等

資本構成、企業属性その他のコーポレート・ガバナンスに影響を与え得る各社個別事情等

基本的には、現行制度の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に相当するものと考えられる。

ただ、 で「各社個別事情等」も基本情報として開示することが明記されている。

### (2) 「会社経営上の意思決定、執行及び監督その他のコーポレート・ガバナンス体制等の状況」

具体的には、下記の内容を開示することとされている。

#### 【機関構成、組織運営等に係る事項】

各機関及び各種委員会等の概要

a 監査役設置会社又は委員会設置会社の別

b 人員構成（略歴・属性等）、会社と会社の社外取締役（監査役）等との関係

c 各種委員会の設置趣旨

取締役及び監査役の独立性

a 独立取締役（監査役）の有無

b 独立性についての判断理由等

経営者に対するインセンティブ関係

a 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

b 役員報酬に関する開示の有無及び開示手段

社外取締役（監査役）へのサポート体制

#### 【各種機能（方針及び手続等を含む）に係る事項】

業務執行・監査・監督機能

指名機能

報酬決定機能

基本的には、現行制度の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」と「会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係の概要」を再構成して、更に詳細な内容の開示を求めたものと言えるだろう。

以下、各項目ごとに簡単な説明を加える。

**【機関構成、組織運営等に係る事項】****各機関及び各種委員会等の概要**

これは、現行制度の下でも、適時開示規則上は明記されていなかったが、東証から「会社の機関の内容」として開示が要請されていた事項である。

改正案では、これらの開示事項の記載に加え、（採用している）体制が「自社にとって適切である」と考える理由や...（中略）...成果等についても開示することとされている。つまり、単に事実関係を開示するだけでなく、コーポレート・ガバナンス体制についての説明義務も果たすことが要求されることになるのである。

**取締役及び監査役の独立性**

現行制度の下でも、会社と社外取締役・社外監査役との人的関係、資本関係、取引関係などといった利害関係の開示が義務付けられていた。

改正案では、単に利害関係を開示するだけでなく、会社がその取締役・監査役に「独立性」があると判断した「判断理由等」を説明することが要求されている。

更に、「独立取締役（監査役）」という表現を用いていることから明らかな通り、商法・商法特例法上の「社外取締役（監査役）」よりも厳しい要件を求めている。即ち、「独立取締役（監査役）」とは、実質的にみて、当該会社との間で客観性及び中立性が確保され、独立した判断を下すことができる取締役（監査役）をいう」とされているのである。

**経営者に対するインセンティブ関係**

現行制度の下では、役員報酬等については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」の中で基本方針を示すことが要請されていたほかは、有価証券報告書で開示を行っている場合に、その内容を記載することが求められていた程度であった。

改正案では、前記の通り、インセンティブ付与（ストック・オプションなどが該当するものと思われる）状況、役員報酬開示の有無・開示手段についての開示が、明確に求められることとなる。

加えて、後述する**【各種機能（方針及び手続等を含む）に係る事項】**の中で、「報酬決定機能」についても開示が求められている。

**社外取締役（監査役）へのサポート体制**

現行制度の下でも、適時開示規則上は明記されていなかったが、東証から「社外役員の専従スタッフの配置状況」については開示が要請されていた。

改正案では、「社外取締役（監査役）へのサポート体制」として開示が求められることとなる。

**【各種機能（方針及び手続等を含む）に係る事項】**

その会社において、業務執行・監査・監督機能、指名機能、報酬決定機能が、どのようにワークしているのかを開示することが求められる。

委員会等設置会社であれば、取締役会（監督機能）、監査委員会（監査機能）、指名委員会（指名機能）報酬委員会（報酬決定機能）、執行役（業務執行機能）という権限・責任分担がある程度明確になっていると言えるだろう。その意味では、特に、監査役設置会社において重要性の高い開示事項であると言えるかもしれない。

開示に当たっては、「各種意思決定に係るプロセス等が自社にとって適切であるとする理由についても開示する」ことが求められている。つまり、単に事実関係を開示するだけでなく、そのようなプロセス等を採用していることについての説明義務も果たすことが要求されることになるのである。

### (3) 「株主その他ステークスホルダーとの関係等」

具体的には、下記の内容を開示することとされている。

株主総会の活性化、議決権行為の円滑化に向けての取組み状況  
 IRに関する活動状況  
 ステークスホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

### (4) 「内部統制システムの整備状況等」

具体的には、下記の内容を開示することとされている。

内部統制システムについての基本方針及び整備・運用状況（リスク管理、内部監査、会計監査、コンプライアンス体制等の整備・運用状況を含む。）

これは、現行制度の下でも、適時開示規則上は明記されていなかったが、東証から「内部統制システムの整備の状況」「リスク管理体制の整備の状況」などとして開示が要請されていた事項である。

改正案では、昨今、「内部統制システム」のあり方に各方面から注目が集まっていることも踏まえて、独立した項目として再構成されている。

加えて、改正案では、「内部統制システムの基本方針」の開示も明記されている。これは2006年5月に施行が予定されている会社法において、大会社には「内部統制システムの基本方針」<sup>2</sup>の策定が義務付けられる（会社法 362 ）のを受けたものと考えられるだろう。

なお、「内部統制システム等を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を添付書類として提出」することも求められる

### (5) 「その他」

具体的には、下記の内容を開示することとされている。

<sup>2</sup> 厳密には、会社法上は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」とされている。

**敵対的買収防衛策の導入状況****その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項**

ここでは「敵対的買収防衛策の導入状況」の開示が求められているのが注目される。

東証は同日、「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について（要綱試案）」を公表している。その中でも、買収防衛策を導入する際の適時開示や、買収防衛策に関する定款変更を株主総会に付議する場合の開示が求められている。

それに加えて、ここでは、敵対的買収防衛策の導入状況を「コーポレート・ガバナンスに関する開示」の項目に加え、常時、東証のHPに掲載することとしているのである（後述）。これによって、敵対的買収防衛策の導入時だけでなく、導入後についても投資家は東証のHPを見れば、その会社がどのような買収防衛策を採用しているかを確認することができるようになると言えるだろう。

### 3．開示方法

現行制度の下では、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の開示は決算短信の添付資料として行われている。

改正案では、「コーポレート・ガバナンスに関する開示」については、所定の書式に基づいて上場会社が東証に報告を行い、それを東証のHPに掲載するという方法を採用することとしている。

現行制度の下で年1回、決算の時期にのみ開示されていたのが、改正案では、継続的に東証のHPに掲載されることとなる。加えて、改正案では、「開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微な場合を除き、その都度、修正する」こととされており、適時、アップデートすることも要求される。

### 4．実施時期

実施時期は、2006年5月が目途とされている。

それに合わせて、従来の決算短信の添付資料としての「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の開示は、2006年3月1日以後に終了する事業年度分から不要となる予定である。